

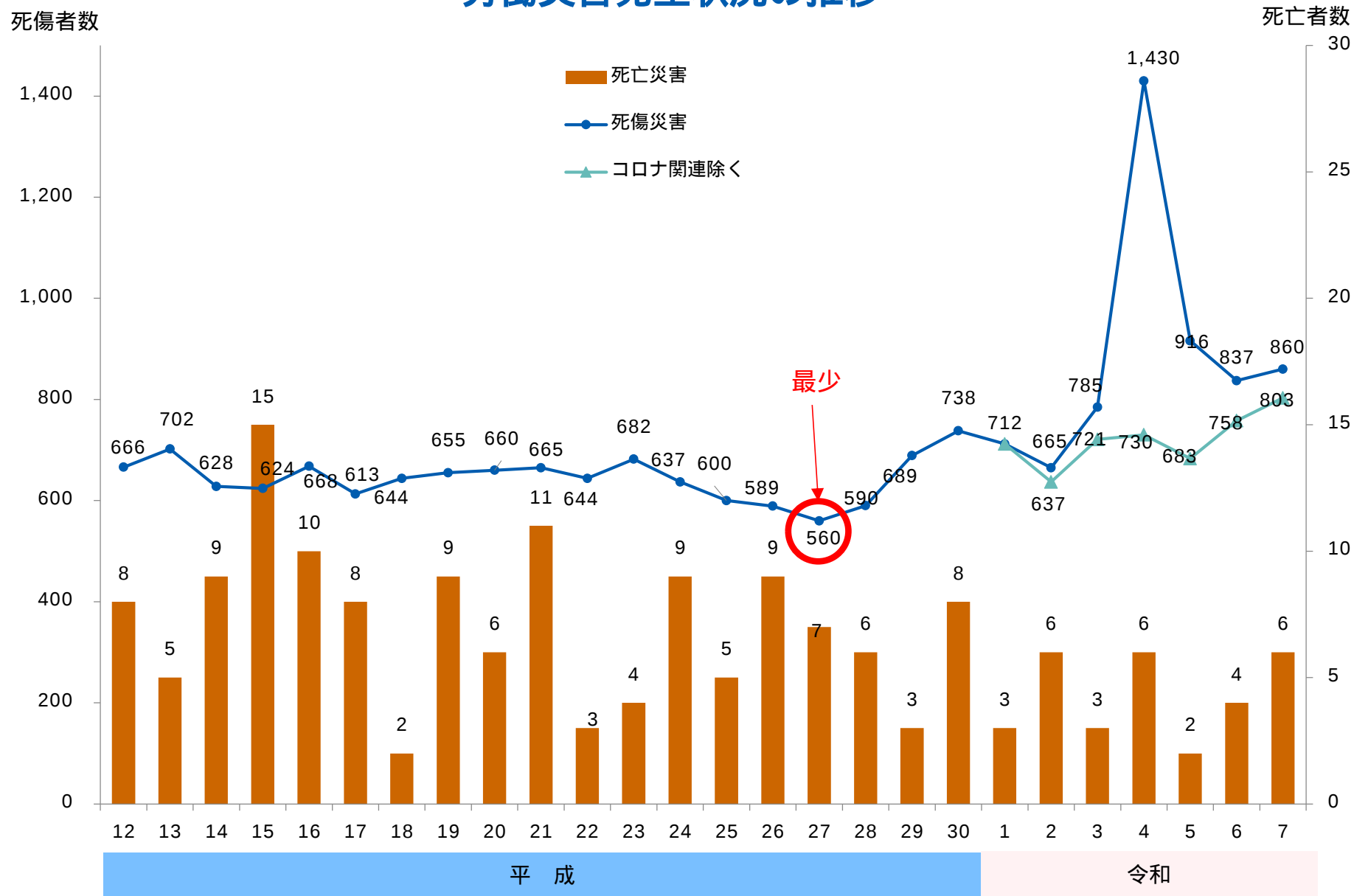
労働災害防止対策等について

- 1 労働災害の現況
- 2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
- 3 一人親方等の安全衛生対策について
- 4 小規模事業場ストレスチェック制度

金沢労働基準監督署 安全衛生課
吉倉 千晶

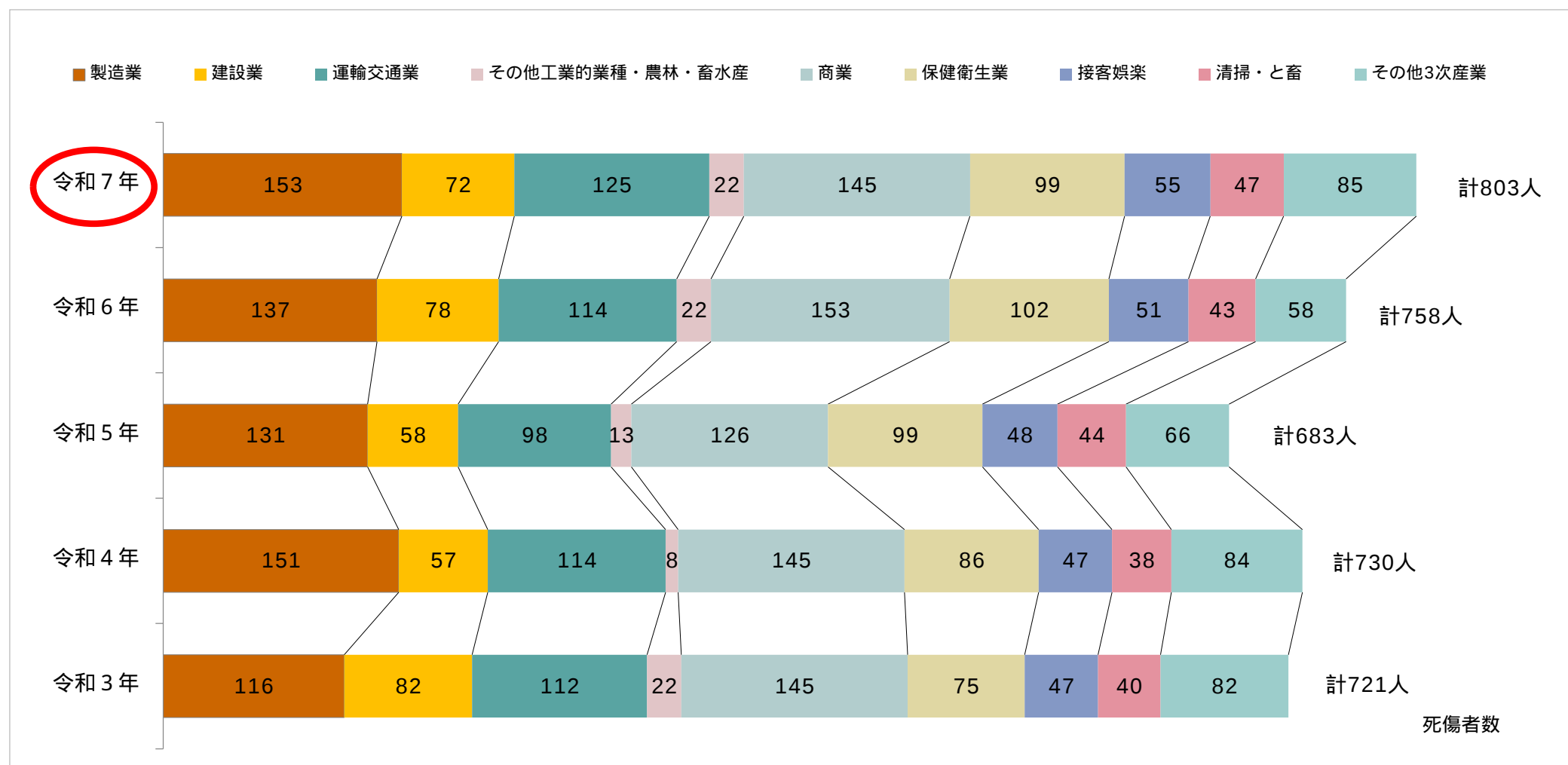
1 労働災害の現況（金沢労働基準監督署管内）

労働災害発生状況の推移



1 労働災害の現況（金沢労働基準監督署管内） コロナ関連除く

建設業の死傷者数は72人（全産業に占める比率は9.0％）となり、前年と比べて6人、7.7％減少した。業種中分類で細分化すると、建築工事で40人（前年と比べて12人、23.1％減少、うち木造家屋建築業は21人）、土木工事で19人（前年と比べて1人、5.6％増加）となった。



1 労働災害の現況（金沢労働基準監督署管内） コロナ関連除く

建設業の死傷者数「事故の型」別発生状況

事故の型別では、高所等からの「墜落・転落」災害が21人（建設業に占める比率29.2%）と最多、

次いで「転倒」災害が11人（同15.3%）

「激突され」災害が10人（同13.9%）

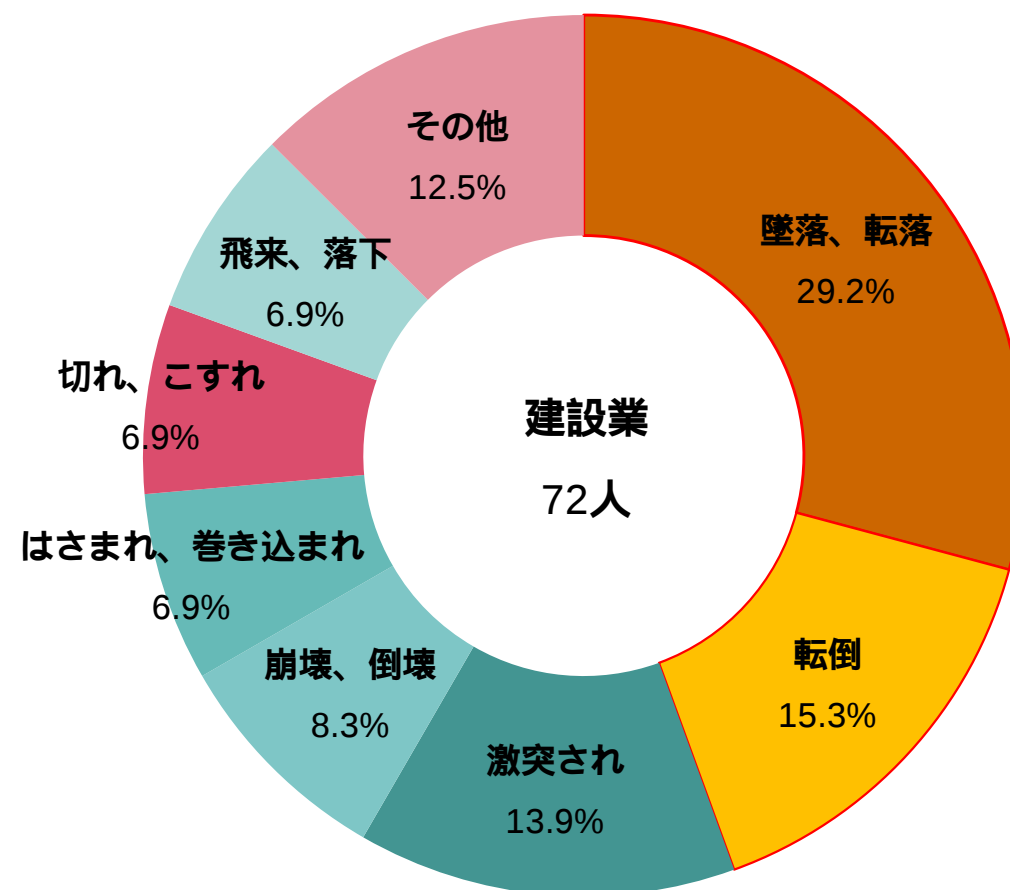
「崩壊、倒壊」災害6人（同8.3%）

「はさまれ・巻き込まれ」災害が5人（同6.9%）

「切れ、こすれ」災害が5人（同6.9%）

「飛来・落下」災害が5人（同6.9%）

なお、木造家屋建築工事業において火災による死亡災害及び解体現場での墜落死亡災害が発生している。



「墜落・転落災害を防ぎましょう！」

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



しっかり
固定！

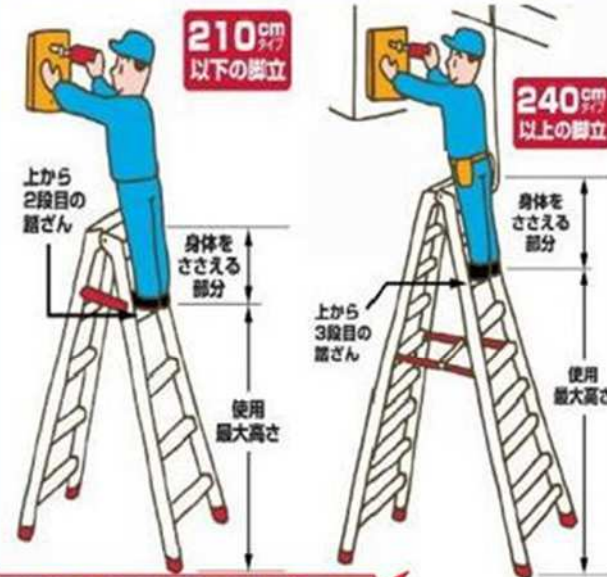
75°
滑り止め

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、
ヘルメットだけでなく
安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

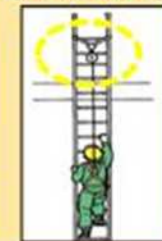
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



（安全ブロック
（ストラップ式の
墜落防止器具）



「墜落・転落災害を防ぎましょう！」

ヘルメットの 着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送
事業における重大な労働災害
を防ぐためには」P 3

必ず保護帽を着用！



（着用時
5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に**1**と**3**を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、
忘れやすいポイントです)

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

2 STOP！熱中症 いしかわクールワークキャンペーン2026

～ 職場における熱中症死亡ゼロを目指して～ 熱中症予防対策に取り組みましょう

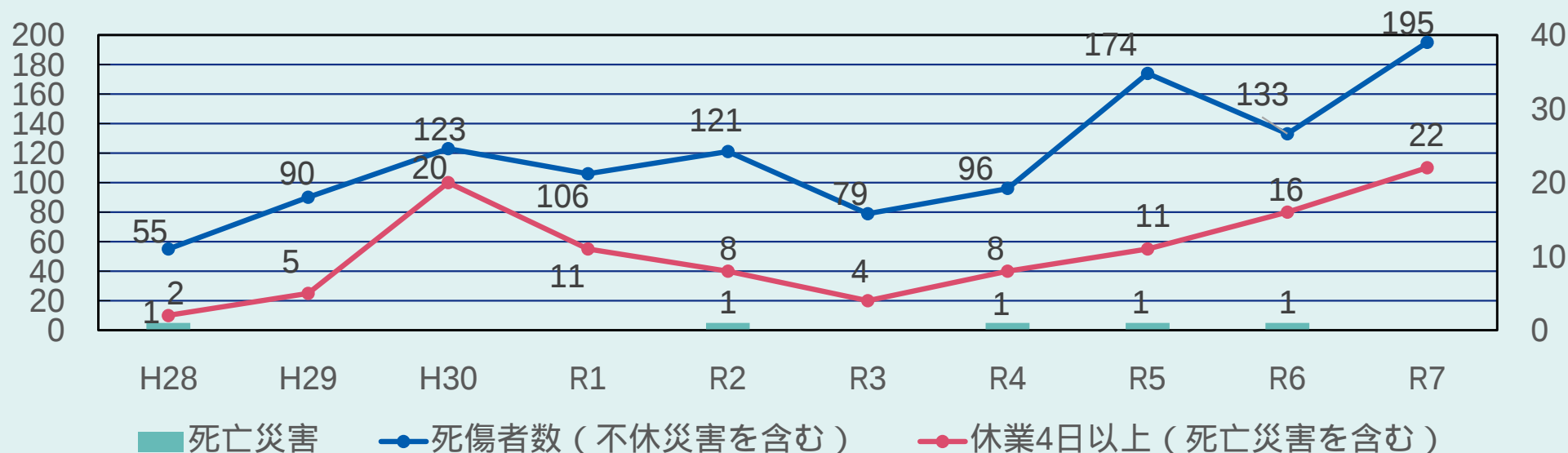
○令和7年の石川県内の職場における熱中症の発生状況

令和7年に石川県内では、195人の労働者の方が職場での熱中症により医療機関を受診しており、**過去10年で最多となりました**。そのうち、22人が4日間以上仕事を休みました。また、熱中症による死亡災害は過去3年連続で発生していましたが、令和7年においては発生しませんでした。

6月下旬から急激に気温上昇し、特に7月中旬～9月上旬は、最高気温が35 を超え、暑さ指数（WBGT）は「危険」レベル（31 以上）となる日が多くあり、熱中症も多く発生しました。

業種別では建設業が一番多く発生し68人（全体の35%）を占め、次に製造業で39人（全体の20%）を占めています。なお、屋外作業に限らず屋内作業でも多く発症しています。

石川県における熱中症による死傷者数の推移（過去10年間）



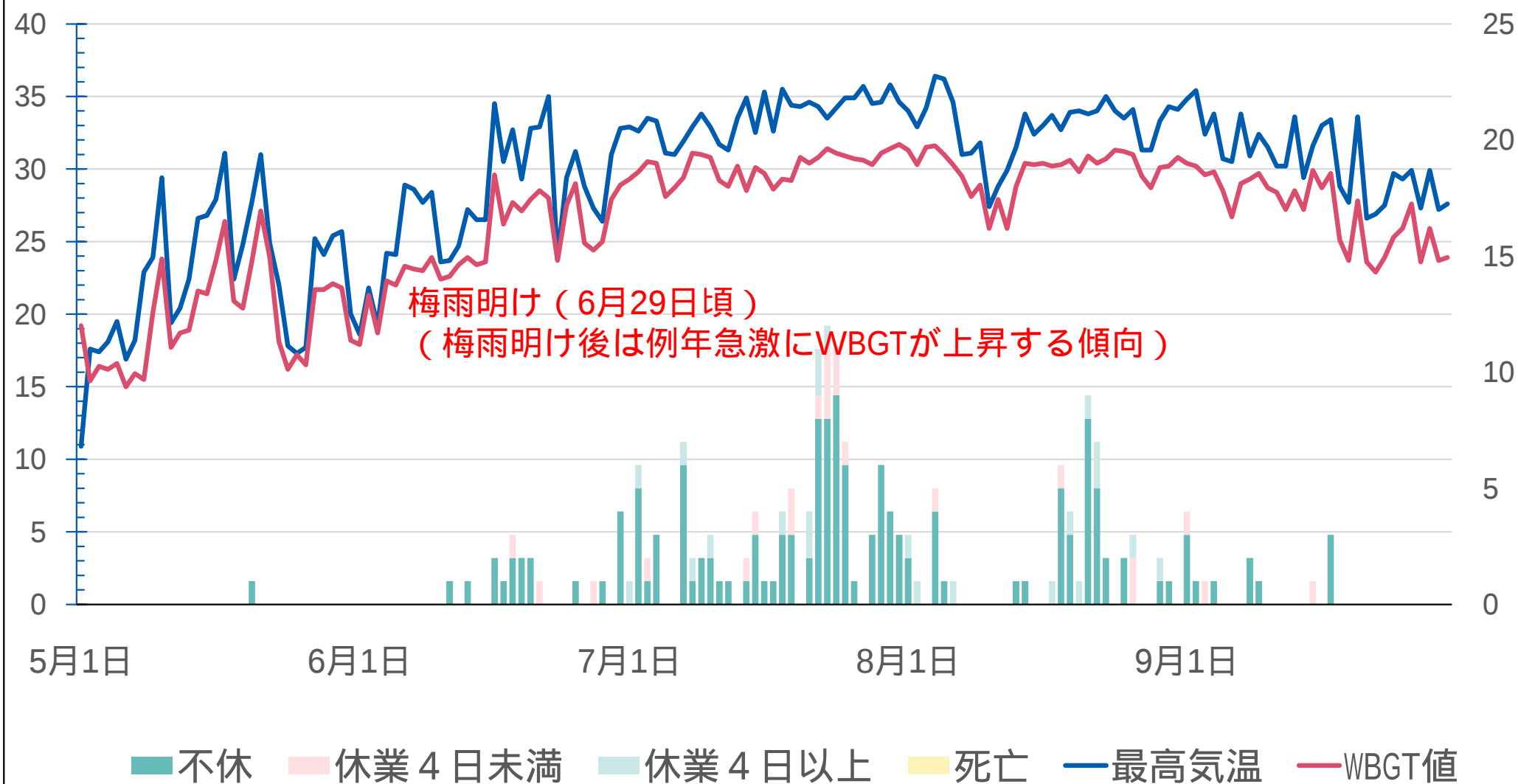
2 STOP！熱中症 いしかわクールワークキャンペーン2026

令和7年に発生した災害事例

	発生年月	時間帯	年齢	業種	休業日数	発生状況
1	令和7年7月	15：00	50代	建設業	7日	被災者は、木造家屋の解体工事現場において、廃材の仕分け作業に従事していた。15時頃から足が痙攣する等の症状が出始めて動けなくなったため、作業を中止し帰宅した。しかし翌日になっても症状が回復しないことから病院で受診し、そのまま入院することとなった。 当日の最高気温は32度を超え、梅雨明け後の急激に気温が上昇した時期であった。
2	令和7年8月	15：00	60代	建設業	4日	被災者は、道路舗装工事現場において、アスファルトフィニッシャーの手元作業に従事していたところ、15時頃に作業を行っている最中に嘔吐を発症した。直ちに作業を中断し、病院へ搬送した。 当日は最高気温が32度を超え、連日高温の中での作業が続いていた。
3	令和7年7月	15：30	40代	製造業	5日	被災者は、製造工場建屋内において製品の検査作業を行っていた。昼前頃から頭痛を自覚していたが我慢をして作業を継続していたところ、15時過ぎには手足が震えるようになり、歩行ができない状態となったため、作業を中断し、病院へ搬送した。 工場内にはスポットクーラーが設置されているが、生産工程上常に室温は30度を超え、湿度も高い環境であった。
4	令和7年8月	10：45	60代	運送業	7日	被災者は、事業場構内において、荷物の積み下ろし、仕分け、梱包等の作業を行っていたところ、作業開始から2時間程度経った10時頃から気分が悪くなり、ふらつき転倒し頭部を強打した。 当日の構内は気温が32 程度あり、湿度も高い環境であった。

2 STOP！熱中症 いしかわクールワークキャンペーン2026

令和7年5月～9月の最高気温及びWBGTと熱中症発生状況



熱中症を防ぐためには

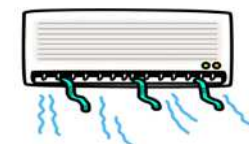
(1) 作業環境管理

WBGTの低減など

WBGT指数計で作業現場のWBGTを確認してください。 WBGTが、WBGT基準値を超える（おそれがある）作業場所においては、簡易な屋根、通風、冷房設備、ミストシャワー等の散水設備などを設置し、WBGTを低減するよう検討しましょう。

休憩場所の整備など

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、飲料水、塩飴、経口補水液などを設置しましょう。



(2) 作業管理

作業時間の短縮など

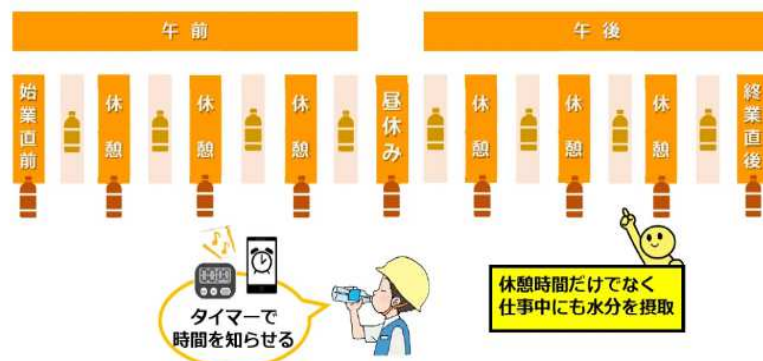
WBGTが高いときは、単独作業を控え、WBGTに応じて作業の中止、こまめに休憩をとる、日陰の所から作業を行うなどの工夫をしましょう。

熱への順化

暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、梅雨明けの時期、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です。

水分・塩分の摂取

のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



⚠ 塩分を同時に補給する



熱中症を防ぐためには

服装など

作業着、帽子、ヘルメット等は通気性の良いものを準備しましょう。
空調服、クールベスト等、**身体を冷却する機能をもつ服を積極的に活用**しましょう。

ブレイキング

WBGTが高い暑熱環境で、作業強度を下げたり通気性の良い服装の採用が困難な作業においては、作業開始前に体表面を冷却したり、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却するなど、あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えましょう。



(3) 健康管理

健康診断結果に基づく対応

糖尿病、高血圧症、心疾患などは、**熱中症にかかりやすく、重症化しやすい傾向があります**。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。

日常の健康管理など

作業開始前に、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じて作業の配置換え等を行いましょ。作業中は巡視等により、作業者が確実に水分・塩分を摂取しているか、作業者の健康状態に異常はないかを確認しましょ。

(4) 労働衛生教育

熱中症の予防には、熱中症に対する知識が不可欠です。作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行ってください。

薬の作用で心身機能が低下

▼
発汗抑制・脱水症状

生活習慣病・うつ病・不眠症の治療をしている人は特に注意が必要

前日のチェック	仕事前のチェック
☒ 仕事前日の飲酒は控えめに	☒ よく眠れたか
☒ ぐっすり眠る	☒ 食事をしたか
☒ 熱中症警戒アラート確認	☒ 体調は良いか
	☒ 二日酔いしていないか
	☒ 熱中症警戒アラート確認
仕事中のチェック	
 詳しくはコチラ	☒ 単独作業を避け、声をかけ合う
	☒ 監督者は現場パトロール
	☒ 水分・塩分の補給
	☒ こまめに休憩

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



熱中症を防ぐためには

(5) 異常時の措置

体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認してください。異常を認めたときは、**躊躇することなく救急隊を要請**してください。

(6) 熱中症予防管理者等の業務

熱中症予防管理者等は、作業内容に応じたWBGT基準値の設定や、服装による着衣補正の必要性の確認を行うとともに、対策の実施状況の確認、暑熱順化の確認および実施、作業前の体調確認、WBGTの測定と評価、緊急時の対応体制の周知、水分・塩分摂取状況の確認、退勤後の体調悪化への注意喚起などの業務を行います。

暑さ指数分布図から見た発生状況

災害発生時の気温と湿度から求めたWBGTによると、**WBGT「危険レベル」及び「厳重警戒レベル」で全体の9割以上を占めています。**

WBGT値	注意	警戒	厳重警戒	危険
	25度未満	25～28	28～31	31 以上

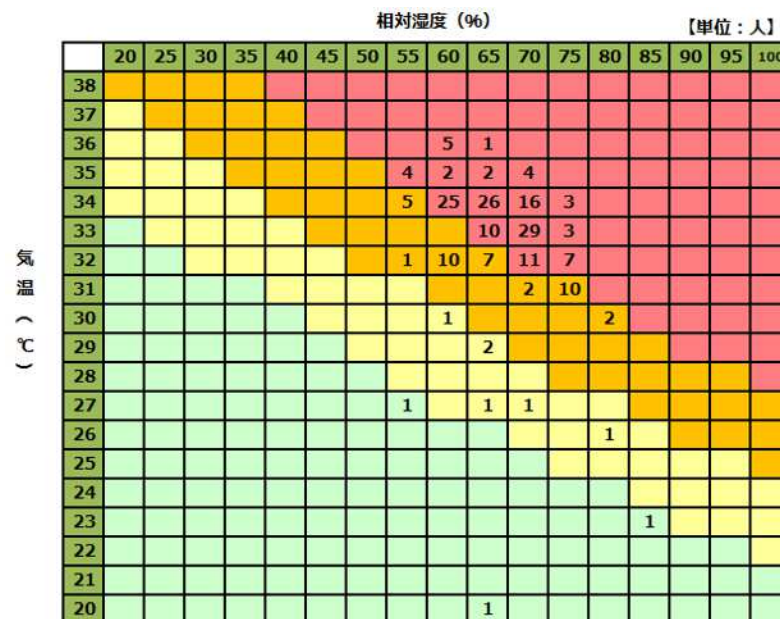
1 気温及び湿度は金沢地方気象台による観測値

2 WBGTは、日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」における「室内を対象とした気温と相対湿度からWBGTを簡易に推定する図」を参考に算出

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



③ 救急搬送 ▼ 生還



職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

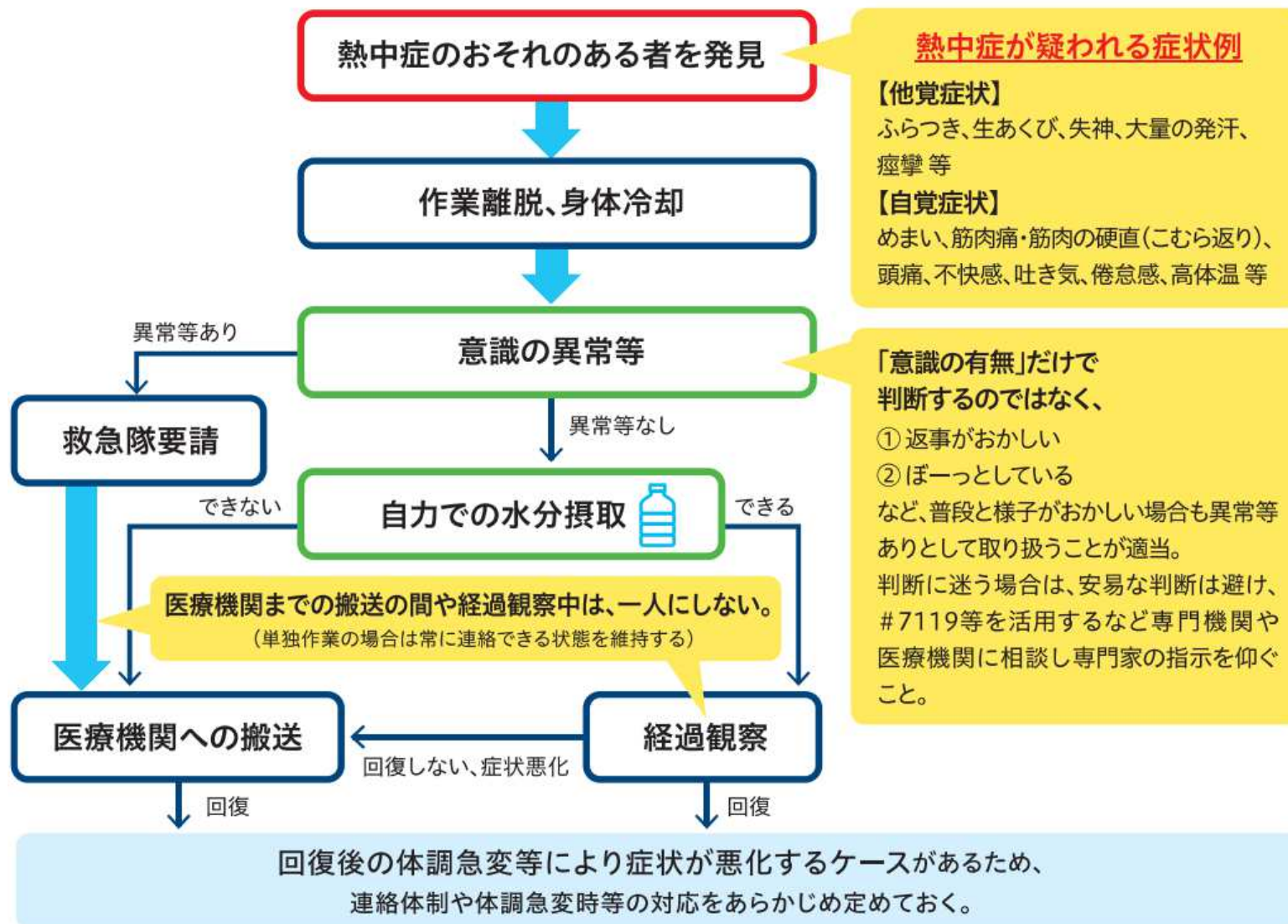
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行

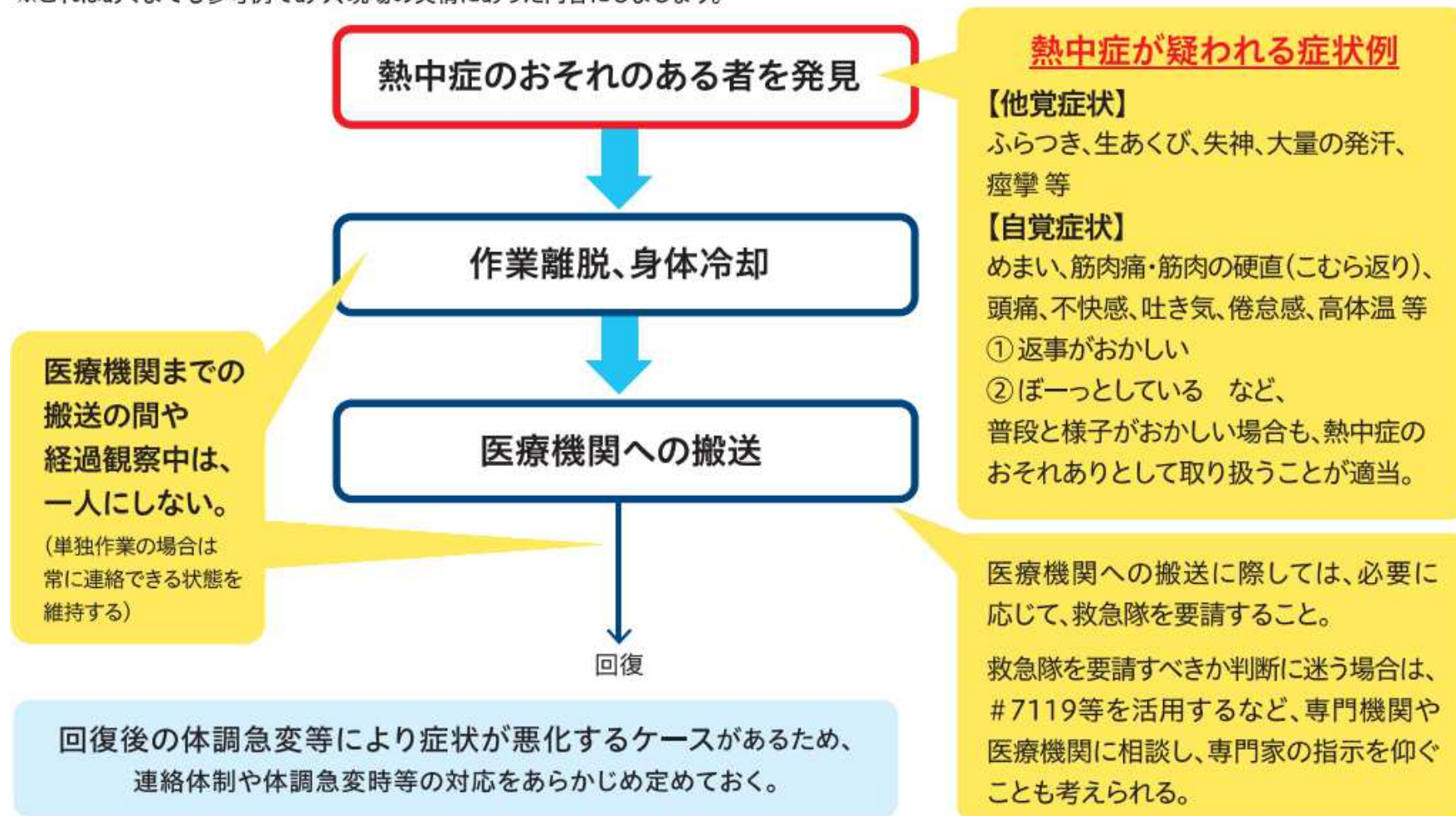
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



一人親方等を対象とする保護措置が義務化



事業者が講じなければならない措置

ア 特定の場所への立入禁止

危険が発生するおそれがある場所には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある場合を除き、当該場所への立入りを禁止し、その旨を表示しなければならない

遵守義務

労働者以外の者も含めて当該場所に立ち入ってはならない。



ポイント!

義務が及ぶ場所的範囲は、一定の区切られた範囲（業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）

イ 特定の箇所への搭乗禁止

車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、搭乗することを禁止しなければならない。

遵守義務

労働者以外の者も含め当該場所で作業に従事する者は、搭乗してはならない。



ポイント!

搭乗禁止の方法は、必ずしも常時監視する必要はなく、見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法も認められる。

3 一人親方等の安全衛生対策について

改正労働安全衛生規則
(令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行)

ウ 事故等発生時の退避

特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならない。

エ 退避に関連する措置

退避に関し、人数分以上の避難用器具の備え付け、備え付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練実施など、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、措置を講じなければならない。

オ 特定の場所での火気使用の禁止

特定の場所においては、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなければならない。

遵守義務

労働者以外の者も含めて当該場所で作業に従事する者は火気を使用してはならない。

3 一人親方等の安全衛生対策について

改正労働安全衛生規則
(令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行)

カ 悪天候時の作業禁止

悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、労働者以外の者も含めて、悪天候時に当該作業を行わせてはならない。



ポイント!

悪天候時の作業禁止の方法は、必ずしも常時監視する必要はなく、見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法も認められる。

キ 表示による必要事項の周知

化学設備（配管を除く）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、労働者以外の者も含めて、必要な事項について見やすい位置に表示しなければならない。

遵守義務

特定の場所では、踏切橋や昇降するための設備を労働者以外の者も含めて使用しなければならない。

ク 保護具の使用等の周知

危険箇所における作業の一部を請負人に請け負わせている場合であって、労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、保護具等を使用する必要がある旨を当該請負人に周知しなければならない。



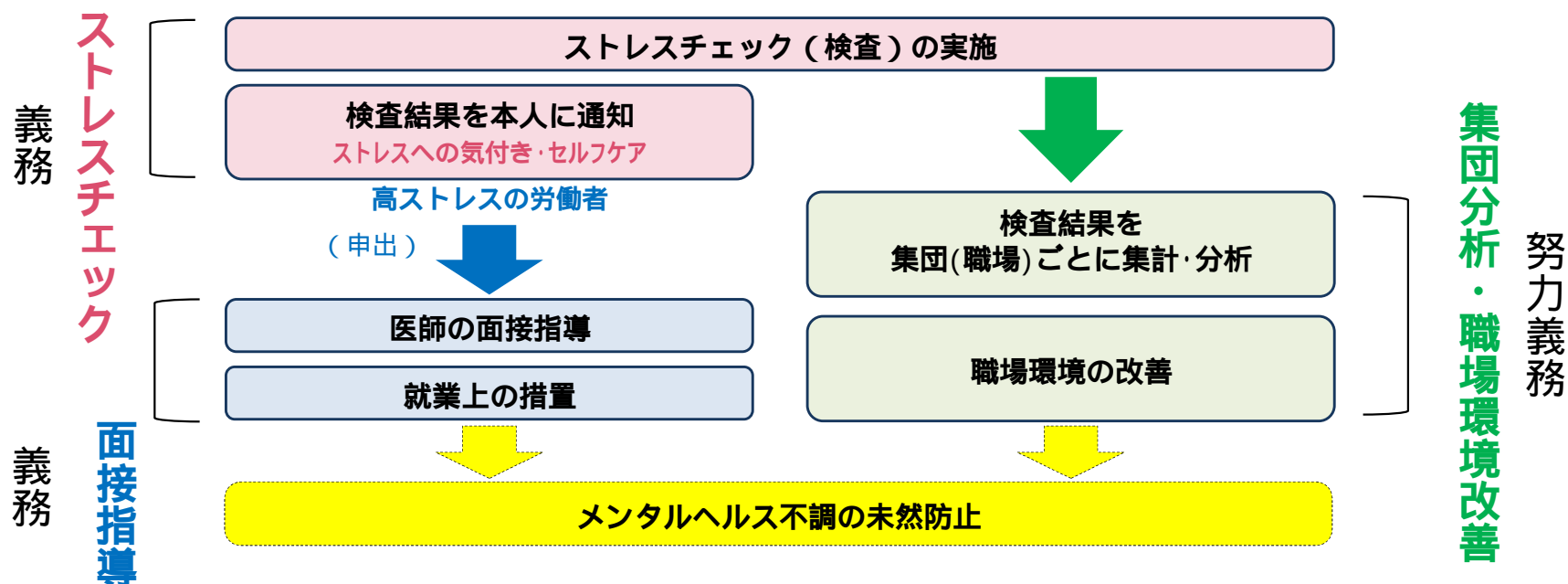
ポイント!

- ◆周知された請負人自身が確実に措置を実施することが重要。家族従事者に対しても行うことが重要。
- ◆立入禁止とする必要がない危険箇所であっても、保護具等の使用や特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

4 小規模事業場ストレスチェック制度 （施行期日：令和10年4月1日）

- 労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、労働者に、**自身のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、高ストレスの労働者には、**医師の面接指導の機会の提供**、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、集団分析を通じて**職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善**につなげます。



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を参照しましょう

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare